

蛇崎庄屋文書「奉願口上書」

「覚」つづりについて (二)

はじめに

前号(一三四号)では「奉願口上書」二九通について紹介した。今回はそれに続く二一通を紹介したい。その中では「覚」十一通が中心となる。他の十通の内容については前号である程度触れてあるので必要に応じて紹介していきたい。

「覚」として記されている内容は第一表に見られるとおりである。

前回の「奉願口上書」のようにまとまった形での紹介ができる程のものでなく、一つ一つが独立して断片的な存在である。その点記述の仕方に困惑を覚えているけれど、前号において触れた「弁蔵一家の件」(第一三四号、

橋 本 和 雄

(会員・佐伯市蟹田)

三四頁上段後から六行目)を物語る「覚」二通その他二通があるので、その一家のことを軸としながら記していきたい。

本 文

「弁蔵のこと」 蛇崎庄屋文書の中で弁蔵に関するものが五通あった。(未見の文書の中にまだあるかも知れないが) 最初に登場するのは天保十四年(一八四三年)八月である。その文面は

当村之内えびせき山鼻

一 壹畝 屋敷地開申候

弁 蔵

尤此屋敷地村中ニ相談之上役人衆立會開

石弁蔵屋敷仕申候

第一表 年次別「覚」11通の内訳

	年次	「覚」の内容
1	天保15年	右之者共勢州参宮仕候
2	"	船壹艘 焼印願
3	弘化2年	壹艘 宇和嶋へ蕙買の断
4	"	居家瓦庇の届書文案とこの案に基づく4名の家の届けと冥加金
5	" 5年	右之者共人柄吟味仕 召連罷出申候 (3人の名、家族構成を書く)
6	嘉永元年	四国巡拜より帰ってきたことの「覚」
7	" 2年	養賢寺末庵仙臺庵主病死
8	" 3年	かけおちについて
9	"	家出人
10	" 4年	九軒の家の風雨による被災に対する夫食の願い
11	"	4名の行方不明

天保十四年卯八月願申候

というもので、「えびせき山鼻」へ屋敷地を開いたというのである。

第二番目の文書は次のようなものである。

奉願口上書

壹人 桶屋見

蛇崎百姓

下桶屋

弁蔵

此御運上銀五匁

右之者为渡世右職見習仕度奉願候尤

御運上銀之儀者御定之通無滞上納皆済

可仕候右願之通被為 仰付被下候はば難有

仕合可奉存候依奉願候処如件

弘化二己年二月十日 蛇崎 庄屋

甚右衛門 印

同 地目付

長右衛門 印

同 頭百姓

三平 印

進上

この文書では弁蔵を「蛇崎百姓」として書いてあり、弁蔵の姿が少しはつきりしてくる。

その弁蔵が「桶屋職の見習い」をしたいとの「願」を出したのである。第一番目の文書から一年半を経過した弘化二年（一八四五年）二月のことであった。蛇崎百姓とある弁蔵がどうして桶屋職を希望したのかは分らない。（未見の文書の中へ年貢割をしたものが見つかれば、どの程度の規模を経営する農家であったかが判明すると思われるが……）

第三番目の文書

当村内及びせき新屋敷願引申候右屋主

屋家 壹軒増

同 弁 蔵

これは弘化二（一八四五）年五月のもので、弁蔵が以前に開いていた「えびせき山鼻」の屋敷地へ居家を建てたことを物語っているものと思われる。

第四番目の文書が前号（第一三四号）で紹介した弁蔵一家の日州生目八幡宮参詣願となるのである。この文書には弁蔵本人、女房そして娘二名が登場している。年代は嘉永二年（一八四九年）であった。この生目八幡宮に關して高原三郎著「大分の神々」（双林社刊）一五二、三頁において次のように書かれている。「生目八幡宮の由来記によれば日向国に落ちのびた景清（平景清）は追

討の難を逃れるために右眼を取り出して近くの八幡宮に奉納した。源氏方に捕えられて鎌倉に連行されると、さらに左眼もくり抜いてしまい源氏に仕えることを辞退した。許されて日向にかえった彼は八幡宮の靈験によって目を病む人に幸をもたらすことを祈って世を去った。という。宮崎市生目に鎮座するもと県社生目八幡が生目社の本社として尊崇されている。」

弁蔵一家がこの生目八幡の参詣へ出かけたのは家族の誰かに目の不自由な人がいたのであるうか。当時蛇崎村の人々は「清正公詣」「伊勢参宮」「金毘羅詣」へと出かけていくことが主体であったと思われるのに、この一家だけが日向の生目八幡宮へ参詣したのにはそれなりの訳があつたのであろうか……。

このことから二年後、弁蔵一家は蛇崎村から姿を消してしまった。その状況を伝えるのが第五番目の文書である。

覚

蛇崎百姓

弁 蔵

同人女房

そめ

同人娘

とり

同

てい

進上

吉野御役所江

書面の通吉野氏ニ出ス

同 頭百姓

静右衛門

右之者共当二月中旬之頃江津久見村組千怒親類方へ
罷越候様娘さよ江申置同人御城下江奉公ニ罷出候当主
ニ而候処四五日茂相立候得共罷帰不申候故親類共
其段さよ江申聞候処千怒江罷越候様申候ニ付吟味仕候
処

同所江茂罷越不申右ニ付処々吟味仕候処今以行方相分
不申若無願ニ而御他領江罷越候弥茂相知れ申候尤平日
不入柄与申者ニ而無御座候得共書面之通御座候ニ付此
段御内々御断申上
候以上

亥 九月三日

蛇崎 庄屋

甚右衛門

同 地目付

長右衛門

この文書により弁蔵の家族に「娘さよ」のいることが
分る。そして、その娘さよを残し弁蔵・妻・娘のとり・
ていの計四名が蛇崎村から姿を消してしまったのだ。娘
のさよだけがどうして残されたのか。生目八幡宮参詣に
出かけた四名が何故行方不明という形をとるところとな
ったかは、この文書から伺い知ることにはできない。弁蔵
に関する文書は今のところこれだけしかないのである。
現在においても一家行方不明となれば、かなりの騒ぎ
となることを思うと、当時の騒動の様子がしのばれる。
殊に五人組の存在や藩の行政姿勢を考えると蛇崎村内あ
けて弁蔵一家の行方をたずね探したことが想像される。
そうした努力にもかかわらず行方が分らないため村方
三役は役所へ届けるところとなつたのである。藩役所が
この事態に対し「不行届」ということで何等かの措置を
とったかも知れないが、そのことを明らかに出来ないの

が残念である。けれどこの件に似た事がらを伝える文書から藩当局の態度を伺うことが出来る。それが第一表の「覚」第九番目の「家出人」に関する文書である。その文書を次に紹介していきたい。

長右衛門
同 頭百姓
三平

家出人のこと

覚

蛇崎源右衛門家内

長 蔵

同 音 平 家内

か や

右の者共誤ニ而□□御座候ニ付親諸兄弟諸異見仕候処
相用無御座候右ニ付当月廿三之夜当村欠落仕候ニ付諸
親類共所々尋行穿鑿仕
候得共一向行方不相分御座候処依此段御断申上候
以上

嘉永三戌年三月廿七日

蛇崎 庄屋
甚右衛門
同 地目付

御代官所
御宗門奉行所

源右衛門の家族（たぶん子どもであろう）の長蔵と音平の家族の中のかやが二人で嘉永三年（一八五〇年）三月二十三日の夜、手に手をとって蛇崎村から欠落をしてしまった。親類が心あたりのところ全てをたずね探したが見付け出すことが出来なかつたのでお届けするといふのである。この「長蔵」と「かや」はかけおちした後暫くして村に帰ってきている。どうした事情から帰ってきたのは分らないけれど、兩人を含め関係者もこの事から罰を受けている。その間の様子が先程紹介した文書の直ぐ後に次のように書かれていた。

か永三戌七月四日より七日迄日数三日つつ

音 平
源右衛門
長 蔵
か 屋

右之者当戌三月廿三日居村立出同七月罷帰申候願出シ

申候処御郡代御然り之上四人町宿二三日差留宿預ケ被

仰候 庄屋地目付頭百姓共居 申候」

この文書から長蔵・かやの二人は蛇崎村から出ていたが四か月目に帰ってきたこと。そのことを届け出た結果郡代から叱りを受け（「叱り」というのは役所でその罪を叱責するもの）（『江戸の刑罰』石川良助著・中公新書八九頁）、兩人とそれぞれの家の責任者を含めた計四名が七月四日より七日まで三日間、町宿預りの罰に処せられたこと、この四名と共に蛇崎村の責任者である庄屋・地目付・頭百姓も同様の処罰をされていることが分る。

二人だけの行動についてそれぞれの家の長が責任を追及されると共に、村方三役にまでその責（せめ）が及ぶのであるから江戸時代の支配体制がどんなに厳しいものであったかが分る。弁蔵一家行方不明という出来事に対してもこれに似た措置がとられたかも知れない。蛇崎村から出ていったことを伝える文書が覚の中にもう一通、次のような内容のものがある。

蛇崎百姓又四郎梓

治郎蔵

右之者百姓諸稼渡世不勢ニ而御座候ニ付

親兄弟諸親類迄段々異見等仕候処一向

不入相用我が儘次第仕候此度当月十七日

当村立出諸親類之者所々尋申候へ共

一向行方不相分御座候ニ付依此段御断申上候

以上

蛇崎 庄屋

甚右衛門

同 地目付

長右衛門

同 頭百姓

三平

この文書を見ていると親兄弟の歎きの声が聞こえてくるようである。それと共に子育てのむずかしさがいづの世でも変わらないことも語りかけてくるのである。

その他の文書

仕上御免相御請証文之事

一高 三つ九分

蛇崎 本田畑

宝曆六子年癸

一高 三つ七分五厘

同 新田畑

右者当己年春御免相被 仰付奉畏

難有仕合奉存候然者右御免相之通当秋

御年貢米小百姓等迄無甲乙割賦仕極月

十日以前急度上納皆済可仕候尤格別之損毛等御座候は

ば御検見之上御用捨被 仰付旨

難有仕合奉存候依御請証文差上申候処

如件

年 月 日

蛇崎 庄屋

甚右衛門

同 地目付

同 長右衛門

同 頭百姓

同 三平

進 上

これに依ると本田畑は三割九分、新田畑は三割七分五厘の割合でもって免が課せられたこと、その免は春に言い

渡されており秋の収穫時までに風雨、虫害等を受けるこ

とがあれば検見の上免の変更を求めていること等が分る。

この免の割合をもとにして庄屋を中心に各家々の田の上

田・中田・下田・下々田といった状態に依じてどれだけの

年貢を課していくかの作業がすすめられていくのである。

当時の農家の人たちにとって最大の関心事であった

ことがしのばれる。この年貢賦課の状態についてはいず

れ機会を見て、未見の資料を検討していく中でまとめ

みたいと考えている。次は「大風雨のため収穫が乏しか

ったことから夫食を下さるよう」の文書である。

覚

蛇崎村

蛇崎百姓

家内 拾人

同 式人

同 五人

同 五人

同 七人

同 五人

同 六人

同 三人

梅 七

綱五郎

幾藏

又藏

三藏

野次郎

松藏

林藏

同 八人

亀 蔵

人数合四拾九人

初右衛門

家別合 九軒

右者昨年大風雨ニ而諸作痛ミ御座候ニ付当春百姓一統
必至与難渋仕候内書面之もの共

當時ニ而者日々渡世難仕極々難仕極々難渋仕候ニ付

乍恐夫食被下置候様奉願候右願之通被為 仰付被下候

はば難有仕合可奉存候依此段申上候以上

嘉永四亥年二月九日

蛇崎 庄屋

甚右衛門

同 地目付

長右衛門

同 頭百姓

三 平

進 上

この文書でおかしいのは家内人数を合計すると五拾一人であって「人数合四拾九人」と合わないことである。

「家内拾人 梅七」が他の文書の中で八人と出ていたが、そうであれば四拾九人となることになるが、これは確か

めるすべがない。もう一つ「家数合九軒」としてあるがその家の長を書いた人名の終わりにつけ足したような形で初右衛門という名が書かれていることである。これも家の長とすれば十軒でないとおかしいことになるのだが……ただし初右衛門の家内人数は書かれていない。

さてこの文書に依ると嘉永三年（一八五〇年）大風雨のため作物に大被害を受けたこと、そのため嘉永四年の春は蛇崎村百姓一同苦しい状態に追いこまれていること、その中でも書面に書かれている百姓はその日の生活を送ることさえ困難な状態になっているので「夫食」を下されるようお願いするというのである。嘉永三年の風雨による被害がいかに大きかったかは大分県史近世篇「佐伯藩」二二五頁所載の第五六表損毛高を見ると、嘉永三年の項に「年貢収納量が前年の三分の二」と記されていることから知ることが出来る。この嘉永三年の災害状況を知ることの出来る資料の一つに「大分県災害誌（資料編）一九五二年二月 大分測候所刊」がある。これには次のように記されている。

嘉永三年八月三日〜七日（西暦一八五〇年九月八日〜十二日）大風雨 洪水 大分県全般大雨十三日に及び大

洪水となる―別府史談―大雨洪水足米三一七石支給―豊後鶴崎町史―洪水浄土川原の宝塔と地蔵尊を流失―豊後立石史談―姫島附近暴風雨あり米穀実らず里民大いに苦しむ―国東半島史

このような大被害を佐伯地区も受けたのであろう。蛇崎村からは「種子粃の拝借」を次のような文書で願っている。

奉差上種子粃御請證文之事

右者去戌秋大風雨ニ付田方毛上相痛種子粃無御座候ニ付書面之通拝借被 仰付下候様百姓共奉願候処願之通被 仰付難有仕合奉存候尤返上之儀者御年貢米上納之節一同返上可仕候間依御請證文奉差上候処如件

亥 三月十一日

蛇崎 庄屋

甚右衛門 印

同 地目付

長右衛門 印

同 頭百姓

静右衛門 印

進上

種子粃の拝借を願い出て、それが認められたことを示す文書である。農民にとって種子粃は最も大切に保存しておくものであるのに、それも食べつくしてしまっていたのであろう。そしてやむにやまれずこのような「種子粃の拝借」を願い出るところとなつたと思われる。この短かい文書の中から当時の農民の苦しい姿がありありと浮かぶと共にそのような悲惨さの中からも、たくましく生きていこうとする雑草の強さに似た息吹きを感じさせてくる。

今回はここで終わることとした。残りの文書の中に文面だけでも紹介をと思つたが、未見の文書と照し合せて検討しまとめてみたいとの考えから見送ることとした。今少し時間をいただき、幾らかはまとまった形として紹介を続けていくつもりなので御了承下さい。

(つづく)

